

(愛媛県報平成30年12月21日第3038号外 1 別記 2)

伊予灘における特定区画漁業の免許の内容 たるべき事項等

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第1号	第1種漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市浅海仙波谷川河口西側護岸東角 点 B 松山市浅海本谷甲58番地恵美須神社西角 点 ア Aから315度0分160メートルの点 イ Aから315度0分460メートルの点 ウ Bから315度0分450メートルの点 エ Bから315度0分150メートルの点	松山市浅海本谷、院牛小儀山、尾小儀山、大河西片、鹿難之井、正、上、鴨、粟、波、池、河、岡、儀、客、川、保、谷、山、台、米、才、野、古、原、川、原、波、庄、保、木、寺、田、本、辻、竹、内、中、西、外、中、目、夏、谷、原、地、林、中、河、府、条、谷、内、岡、原、及、び	別記2のとおり
伊特區第2号	第1種漁業	ひじき養殖業	10月1日から翌6月30日まで	松山市柳原地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市柳原漁港北防波堤先端北側 点 ア Aから6度13分286メートルの点 イ Aから14度12分294メートルの点 ウ Aから29度29分146メートルの点 エ Aから13度41分131メートルの点	松山市浅海本谷、院牛小儀山、尾小儀山、大河西片、鹿難之井、正、上、鴨、粟、波、池、河、岡、儀、客、川、保、谷、山、台、米、才、野、古、原、川、原、波、庄、保、木、寺、田、本、辻、竹、内、中、西、外、中、目、夏、谷、原、地、林、中、河、府、条、谷、内、岡、原、及、び	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						岩米之、野才、古、原、川、原、波、庄、保、木、寺、田、本、辻、竹、内、中、中、西、西、岩、夏、谷、原、地、林、中、河、府、条、谷、内、岡、原、及、	
伊特區 第3号	第1種 漁業	ひじき 養殖業	10月1日から 翌6月30日 まで	松山市柳原地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市柳原漁港南防波堤先端南側 点 ア Aから176度30分189メートルの点 イ Aから167度46分199メートルの点 ウ Aから182度28分542メートルの点 エ Aから185度29分536メートルの点	山浅、海原、本谷、内、磯猪、内、谷、川、原、田、浦、内、谷、山、峰、波、池、河、岡、儀、客、川、保、谷、山、台、米、才、古、原、川、原、波、庄、保、木、寺、田、本、辻、竹、内、中、中、西、西、岩、夏、谷、原、地、林、	別記1及 び2のと り

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						中、麓、別野、河府、別北、本宮、安柳、谷内、岡、横谷、原、及び和田	
伊特區第4号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろま小割式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	松山市宮野地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市宮野西防波堤西側付根から海岸沿い西へ300メートルの標識 B 松山市宮野東防波堤東側付根から海岸沿い東へ300メートルの標識 点 ア Aから松山市興居島琴引鼻見通し線とBから同市神浦フグリ岩見通し線との交点 イ Bから松山市神浦フグリ岩見通し410メートルの点 ウ Aから70度440メートルの点 エ Aから松山市興居島琴引鼻見通し340メートルの点	松山市中島大浦、長師、宮野及び神浦	別記2のとおり
伊特區第5号	第1種漁業	あわび下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市上怒和漁港北防波堤北側突端 B 松山市上怒和漁港南防波堤北側突端 点 ア AからB見通し70メートルの点 イ AからB見通し220メートルの点 ウ Aから266度255メートルの点 エ Aから291度112メートルの点	松山市上怒和	別記2のとおり
伊特區第6号	第1種漁業	わかめ・こぶし養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島草崎西端 B 松山市怒和島ホウ崎南端 点 ア Aから松山市下二子島西端見通し200メートルの点 イ Aから松山市津和地苅藻鼻見通し200メートルの点	松山市元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第7号	第1種漁業	あわび下式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市元怒和旧西防波堤突端 点 ア Aから219度10分452メートルの点 イ Aから210度15分244メートルの点 ウ Aから196度19分274メートルの点 エ Aから211度18分469メートルの点	松山市元怒和	別記2のとおり
伊特區第8号	第1種漁業	わかめ・こぶし養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎小島島頂 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Aから剣崎鼻見通し50メートルの点 イ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し430メートルの点 ウ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し130メートルの点 エ Aから175度10分140メートルの点	松山市元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第9号	第1種漁業	わかめ・こぶし養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎北端 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し330メートルの点 イ Aから80度750メートルの点 ウ Aから107度720メートルの点 エ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し40メートルの点	松山市上怒和	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第10号	第1種漁業	魚類小割式養殖(くろろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	松山市津和地島地先	Aア及びBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島コウノト鼻北西端 B 松山市津和地島行先松鼻北端 点 ア Bから松山市流児島黒鼻見通し40メートルの点	松山市津和地	別記2のとおり
伊特區第11号	第1種漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市流児島地先	アイ及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市流児島ビワ首鼻南端 B 松山市流児島赤岩 点 ア Aから松山市津和地島コウノト鼻見通し10メートルの点 イ Bから190度70メートルの点	松山市津和地	別記2のとおり
伊特區第12号	第1種漁業	わかひめ・かひき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市津和地島地先	Aア及びBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島クグリ鼻南端 B 松山市津和地島メツトリ鼻(仙波南鼻)南端 点 ア Aから松山市怒和島辨天鼻見通し線とBから同市二神島能崎見通し線との交点	松山市津和地	別記1及び2のとおり
伊特區第13号	第1種漁業	わかひめ・かひき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市二神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市二神漁港西防波堤突端 点 ア Aから281度14分106メートルの点 イ Aから294度16分502メートルの点 ウ Aから289度10分508メートルの点 エ Aから260度8分128メートルの点	松山市二神	別記1及び2のとおり
伊特區第14号	第1種漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市堀江地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町と同市小川との最大高潮時海岸線における境界 B Aから南へ直線距離200メートルの標識 C Dから北へ直線距離150メートルの標識 D 松山市堀江港東側防波堤付根から北へ直線距離450メートルの標識 点 ア Aから256度30分350メートルの点 イ Aから256度30分570メートルの点 ウ Dから289度30分600メートルの点 エ Dから289度30分310メートルの点 オ Cから289度30分320メートルの点 カ Cから289度30分500メートルの点 キ Bから256度30分500メートルの点 ク Bから256度30分400メートルの点	松山市堀江町	別記2のとおり
伊特區第15号	第1種漁業	わかひめ・かひき養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町二名津地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津牛鬼碇 B 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神漁港第1防波堤突端北端見通し200メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 ウ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり
伊特區第16号	第1種漁業	あわび垂下式・わかひめ・かひき養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町明神地先	Aア、アウ、ウイ及びイAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノ口見通し50メートルの点 イ AからBへ200メートルの点 ウ Aから159度210メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。